



自筆遺言証書について

最近では生前に遺言書を作成される方が増えています。遺言書には公正証書・自筆証書・秘密証書の3種類がありますが、今回は時間や費用面で手軽に作成できる自筆遺言証書についてご説明したいと思います。

事前準備

遺言書の種類に関わらず、事前準備として、まずは相続財産の把握が必要です。

持ち家や別荘・賃貸物件等の不動産がある方は、固定資産税の通知書に物件が記載されていますので、その登記簿謄本を整理してみましょう。中には、未登記の物件もあるかもしれませんので、この機会に把握し、必要ならば登記することをお勧めします。

金融資産については、預金通帳等に記載された金融機関とその支店名リストを作ってみましょう。株式や投資信託、国債等の有価証券をお持ちの方も同様に、預託している証券会社等から定期的にお取引内容通知書が送付されているはずですので、確認してください。また、いわゆる「タンス預金」等は、現金として記載すればOKです。

忘れてはならないのが、借入金等の債務です。プラスの財産だけではなく、マイナスの財産についても明確にしておかないと、誰が引き受けるのか、相続人間で揉めてしまうことがあるかもしれませんので、気を付けてください。

記載形式

このようにご自身の財産把握ができ、誰に何を残したいか(または引き受けてもらいたい)か考えた結果を文章にまとめます。



自筆遺言証書に使用する用紙やその大きさ、また、縦書き横書きなどは自由ですが、できるだけ消えにくい筆記具を使用するのが望ましいと言えます。重要なのは、誰が読んでも間違いなく同じように理解してもらえる内容であることです。

法律文書としての要件

自筆遺言証書が有効な法律文書となるためには、いくつかの要件があります。近年、遺言書作成に関する書籍類や各種セミナー等の開催を

度々目にするようになりましたので、これらを参考にするのも一手です。「ワープロ・パソコン等を利用せず、全文を自筆で書き」「署名・日付・捺印を忘れず」「訂正箇所には訂正印を押す」ことが必要不可欠です。なお、印鑑は、必ずしも実印である必要はありません。

そして忘れてはならないのが、ご家族に遺言書を作成してあることと、保管場所について知らせておくことです。その他、家庭裁判所で検認の手続を受けること、検認前に開封すると5万円以下の過料がとられること等も記載しておく優しさも必要です。

検認手続

さて、ご家族が亡くなった時に自筆遺言証書がある場合はどうすれば良いのでしょうか。



「家庭裁判所への検認申立」と聞くと難しい手続きが必要な印象を受けるかもしれませんが、申立書に簡単な必要事項を記入し、申立人の捺印をして、戸籍謄本等と一緒に住所地の管轄家庭裁判所へ郵送します。詳細は、家庭裁判所のホームページに説明がありますし、申立書もダウンロードして使用可能です。

費用は、連絡用の切手と収入印紙数百円程度で管轄家庭裁判所へ問い合わせれば、切手の種類と枚数について説明してもらえます。その後、2週間程度で検認期日の通知が届くので、この時に未開封のまま遺言書を持参します。検認期日は変更可能、事情により郵送でのやり取りも可能です。

このようにして検認手続が無事終わると検認済証明書が交付されますので、相続手続を進めることが可能となります。

そうは言っても…

自筆の遺言書に不備があった場合には、家庭裁判所での検認で無効となる場合もあり得ますし、偽造や紛失等を避けるためには、やはり公正証書での遺言書作成の方が安全・安心です。自筆・公正証書問わず、遺言書についてご質問等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

(文責:行政書士・社会保険労務士 久保祐子)